

平成26年度 公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1) 工事単価表

単価CD	種別	工 種	工種番号	構成比率	単位	単価(税抜)	検収単位	備考
		合 計		1.00000000				
1001	蓋工	人孔鉄蓋工 調整リングなし 仮舗装なし	1	0.00851527	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1002		人孔鉄蓋工 調整リングあり 仮舗装なし	2	0.01206668	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1003		人孔鉄蓋工 調整リングなし 仮舗装あり	3	0.00870892	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1004		人孔鉄蓋工 調整リングあり 仮舗装あり	4	0.01224679	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1005		コンクリート汚水樹蓋工 仮舗装なし	5	0.00992093	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1006		コンクリート汚水樹蓋工 仮舗装あり	6	0.01006922	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1007		铸铁製汚水樹蓋工 仮舗装なし	7	0.00123707	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1008		铸铁製汚水樹蓋工 仮舗装あり	8	0.00137249	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1009		小型人孔蓋工 仮舗装なし	9	0.00148489	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1010		小型人孔蓋工 仮舗装あり	10	0.00164604	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1011	取壊し工	コンクリート取壊し工 有筋 人力	11	0.03872157	m3		0.1m3	取壊し手間・運搬・処分費込み
1012		コンクリート取壊し工 有筋 機械	12	0.01205923	m3		0.1m3	取壊し手間・運搬・処分費込み
1013		コンクリート取壊し工 無筋 人力	13	0.02616806	m3		0.1m3	取壊し手間・運搬・処分費込み
1014		コンクリート取壊し工 無筋 機械	14	0.00749893	m3		0.1m3	取壊し手間・運搬・処分費込み
1015		舗装切断工 15cm以下	15	0.00031147	m		0.1m	
1016		舗装切断工 15cmを超え30cm以下	16	0.00050241	m		0.1m	
1017		舗装切断工 30cmを超え40cm以下	17	0.00070893	m		0.1m	
1018		コンクリート舗装版切断工 15cm以下	18	0.00066085	m		0.1m	
1019		アスファルト取壊し工 人力	19	0.00235226	m2		0.1m2	取壊し手間のみのみ
1020		アスファルト取壊し工 機械	20	0.00007380	m2		0.1m2	積込み・取壊し
1021		アスファルト塊処分工 人力	21	0.00626796	m3		0.1m3	積込み・運搬・処分費込み
1022		アスファルト塊処分工 機械	22	0.00390012	m3		0.1m3	運搬・処分費込み
1023		コンクリート削孔工 ハンマドリル38mm	23	0.00031892	孔		1孔	
1024	舗装工	不陸整正工 補足材なし 人力	24	0.00028032	m2		0.1m2	
1025		不陸整正工 補足材なし 機械	25	0.00010021	m2		0.1m2	
1026		表層工t=50 PK-3 人力	26	0.00151671	m2		0.1m2	材工共
1027		表層工t=50 PK-4 人力	27	0.00146322	m2		0.1m2	材工共
1028		透水性舗装工 t=30 人力	28	0.00109894	m2		0.1m2	材工共
1029		表層工t=50 PK-3 機械	29	0.00106238	m2		0.1m2	材工共
1030		表層工t=50 PK-4 機械	30	0.00100821	m2		0.1m2	材工共
1031		透水性舗装工 t=30 機械	31	0.00078138	m2		0.1m2	材工共
1032		仮舗装工 t=30	32	0.00458332	m2		0.1m2	材工共
1033		舗装目地工 巾4cm	33	0.00043538	m		0.1m	材工共
1034		路盤工(狭小) t=150(車道) RC-40	34	0.00055252	m2		0.1m2	材工共
1035		路盤工 t=150(車道) RC-40	35	0.00036157	m2		0.1m2	材工共
1036		路盤工(狭小) t=100(車道) M-30	36	0.00058502	m2		0.1m2	材工共
1037		路盤工 t=100(車道) M-30	37	0.00039543	m2		0.1m2	材工共
1038	路盤工 t=100(歩道) RC-40	38	0.00046856	m2		0.1m2	材工共	
1039	土工	掘削工 人力	39	0.00414591	m3		0.1m3	
1040		掘削工 機械	40	0.00100821	m3		0.1m3	
1041		埋戻し工 人力	41	0.00317630	m3		0.1m3	
1042		埋戻し工 機械	42	0.00168870	m3		0.1m3	
1043		残土処分工 人力	43	0.00183766	m3		0.1m3	
1044		残土処分工 機械	44	0.00098451	m3		0.1m3	
1045	管渠布設工	管渠布設工 φ150	45	0.00188438	m		0.1m	材工共
1046		管渠布設工 φ200	46	0.00226424	m		0.1m	材工共
1047		管渠布設工 φ250	47	0.00310588	m		0.1m	材工共
1048	人孔工	直壁・斜壁・スラブ据付工	48	0.00664443	個		1個	
1049		直壁・斜壁・スラブ撤去工	49	0.00325010	個		1個	
1050	汚水樹工	塩ビ製汚水樹設置工 (ます径150mm)	50	0.00819296	箇所		1箇所	材工共(铸铁製防護蓋、蓋設置費は別途)
1051		塩ビ製汚水樹設置工 (ます径200mm)	51	0.01005500	箇所		1箇所	材工共(铸铁製防護蓋、蓋設置費は別途)
1052		塩ビ製汚水樹取付管及び支管付工 (管径100mm) (3m未満)	52	0.00654557	箇所		1箇所	材工共
1053		塩ビ製汚水樹取付管及び支管付工 (管径100mm) (3m~5m未満)	53	0.00770139	箇所		1箇所	材工共
1054		塩ビ製汚水樹取付管及び支管付工 (管径150mm) (3m未満)	54	0.00949639	箇所		1箇所	材工共
1055		塩ビ製汚水樹取付管及び支管付工 (管径150mm) (3m~5m未満)	55	0.01117222	箇所		1箇所	材工共
1056		塩ビ製汚水樹撤去工	56	0.00324333	箇所		1箇所	
1057	汚水樹取付管撤去工	57	0.00006906	箇所		1箇所		
1058	水路工	U型側溝設置工 1000kg以下/個	58	0.00221684	m		0.1m	
1059		U型側溝設置工 60kgを超え300kg以下/個	59	0.00298400	m		0.1m	
1060		蓋版設置工 40kg/枚以下	60	0.00016251	枚		1枚	
1061		蓋版設置工 40kgを超え170kg/枚以下	61	0.00042658	枚		1枚	
1062	コンクリート工	コンクリート人力投入・打設工 高炉	62	0.01607852	m3		1m3	材工共
1063		コンクリート人力投入・打設工 早強	63	0.01661682	m3		1m3	材工共
1064		型枠工	64	0.00402877	m2		1m2	

平成26年度 公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1) 工事単価表

単価CD	種別	工 種	工種番号	構成比率	単位	単価(税抜)	検収単位	備考
1065	付帯工	モルタル補修工	65	0.00138197	箇所		1箇所	
1066		ポンプ運転工 2インチ	66	0.00369564	日		0.1日	
1067		ポンプ据付撤去工	67	0.00148828	現場		1現場	
1068		区画線工 50m未満	68	0.02369866	現場		1現場	
1069		敷鉄板設置工	69	0.00007380	m2		1m2	
1070		敷鉄板撤去工	70	0.00006365	m2		1m2	
1071		支給品運搬工	71	0.00379720	回		1回	
1072	労務費	現場立会い費 1時間相当	72	0.00183969	回		1回	
1073		交通誘導員A 実働8時間	73	0.00744815	人		0.5人	
1074		交通誘導員B 実働8時間	74	0.00643249	人		0.5人	
1075		交通誘導員A 実働9時間(交替有り)	75	0.00893778	人		0.5人	
1076		交通誘導員B 実働9時間(交替有り)	76	0.00771899	人		0.5人	
1077	材料費	四日市市型公設汚水樹 Con蓋	77	0.00880236	個		1個	
1078		四日市市型公設汚水樹 Con受枠	78	0.00312822	個		1個	
1079		四日市市型公設汚水樹 Con上部樹	79	0.00345323	個		1個	
1080		四日市市型公設汚水樹 調整リング H=50	80	0.00180110	個		1個	
1081		四日市市型公設汚水樹 調整リング H=100	81	0.00191621	個		1個	
1082		四日市市型公設汚水樹 Con下部樹 インパート付	82	0.00533558	個		1個	
1083		塩ビ樹鉄蓋(四日市型) φ200 T-25	83	0.01834953	個		1個	
1084		塩ビ樹鉄蓋(四日市型) φ200 T-14	84	0.01780785	個		1個	
1085		塩ビ樹鉄蓋(四日市型) φ200 T-8	85	0.01753701	個		1個	
1086		塩ビ製人孔鉄蓋(四日市型) φ300 T-25	86	0.02911549	個		1個	
1087		塩ビ製人孔鉄蓋(四日市型) φ300 T-14	87	0.02776128	個		1個	
1088		塩ビ製人孔鉄蓋(四日市型) φ300 T-8	88	0.02708418	個		1個	
1089		人孔鉄蓋 T-25 雨水汚水合流共通	89	0.04536600	個		1個	
1090		人孔鉄蓋 T-14 雨水汚水合流共通	90	0.04130337	個		1個	
1091		塩ビ樹蓋用沈下防止板 φ200用 T-25	91	0.00399492	個		1個	
1092		塩ビ樹蓋用沈下防止板 φ200用 T-14	92	0.00399492	個		1個	
1093		塩ビ樹蓋用沈下防止板 φ200用 T-8	93	0.00189589	個		1個	
1094		塩ビ製人孔用蓋沈下防止板 φ300用 T-25	94	0.00338552	個		1個	
1095		塩ビ製人孔用蓋沈下防止板 φ300用 T-14	95	0.00338552	個		1個	
1096		塩ビ製人孔用蓋沈下防止板 φ300用 T-8	96	0.00318239	個		1個	
1097		人孔調整リング φ600 50mm	97	0.00207194	個		1個	
1098		人孔調整リング φ600 100mm	98	0.00331104	個		1個	
1099		人孔調整リング φ600 150mm	99	0.00459077	個		1個	
1100		セメントモルタル 1:2	100	0.01354209	m3		0.1m3	
1101		セメントモルタル 1:3	101	0.01218788	m3		0.1m3	
1102		無収縮早強性モルタル φ600 40mm調整 25kg	102	0.00265425	袋		1袋	
1103		無収縮早強性モルタル φ600 25mm調整 12.5kg	103	0.00145577	袋		1袋	
1104		生コンクリート 18-8-25(20)	104	0.00887007	m3		0.5m3	
1105		山土 盛土用 現場渡し	105	0.00101566	m3		0.1m3	
1106		再生クラッシューラン RC-40	106	0.00132035	m3		0.1m3	
1107		マンホール調整金具 φ600 25mm	107	0.00160474	組		1組	
1108		マンホール調整金具 φ600 45mm	108	0.00272196	組		1組	
1109		1号マンホール 斜壁 600×900×300	109	0.00914091	個		1個	
1110		1号マンホール 斜壁 600×900×450	110	0.01239101	個		1個	
1111		1号マンホール 斜壁 600×900×600	111	0.01550569	個		1個	
1112		1号マンホール 床版斜壁 600×150	112	0.01096909	個		1個	
1113		1号マンホール 直壁 900×300	113	0.00704189	個		1個	
1114		1号マンホール 直壁 900×600	114	0.01212017	個		1個	
1115		1号マンホール 直壁 900×900	115	0.01740158	個		1個	
1116		楕円マンホール 斜壁 600×600/900×300	116	0.01042741	個		1個	
1117		楕円マンホール 斜壁 600×600/900×450	117	0.01225559	個		1個	
1118		楕円マンホール 斜壁 600×600/900×600	118	0.01645364	個		1個	
1119		楕円マンホール 床版斜壁 600×150	119	0.00988573	個		1個	
1120		楕円マンホール 直壁 600/900×300	120	0.00758357	個		1個	
1121		楕円マンホール 直壁 600/900×600	121	0.01293270	個		1個	
1122		楕円マンホール 直壁 600/900×900	122	0.01909435	個		1個	
1123		A1号マンホール 斜壁 600×600/900×450	123	0.01171391	個		1個	
1124		A1号マンホール 斜壁 600×600/900×600	124	0.01719845	個		1個	
1125	A1号マンホール 床版斜壁 600×150	125	0.01076596	個		1個		
1126	A1号マンホール 直壁 600/900×300	126	0.00819296	個		1個		
1127	A1号マンホール 直壁 600/900×600	127	0.01435461	個		1個		
1128	A1号マンホール 直壁 600/900×900	128	0.02146421	個		1個		

平成26年度 公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1) 工事単価表

単価CD	種別	工 種	工種番号	構成比率	単位	単価(税抜)	検収単位	備考
1129	損料	敷鉄板損料	129	0.00001422	日枚		1日枚	
1130		敷鉄板整備料	130	0.00027084	枚		1枚	
1131		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=1.5m	131	0.00132035	m		1m	
1132		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=2.0m	132	0.00177063	m		1m	
1133		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=2.5m	133	0.00221887	m		1m	
1134		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=3.0m	134	0.00269894	m		1m	
1135		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=3.5m	135	0.00315734	m		1m	
1136		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=4.0m	136	0.00361777	m		1m	
1137		軽量金属支保材質料 L=1.5m 1段	137	0.00021397	m		1m	
1138		軽量金属支保材質料 L=2.0m 1段	138	0.00025053	m		1m	
1139		軽量金属支保材質料 L=2.5m 1段	139	0.00026136	m		1m	
1140		軽量金属支保材質料 L=2.5m 2段	140	0.00061075	m		1m	
1141		軽量金属支保材質料 L=3.0m 2段	141	0.00067304	m		1m	
1142		軽量金属支保材質料 L=3.5m 2段	142	0.00077732	m		1m	
1143		軽量金属支保材質料 L=4.0m 2段	143	0.00082133	m		1m	
1144		軽量金属支保材質料 L=4.0m 3段	144	0.00141786	m		1m	
1145		腹起整備料 厚7cm	145	0.00033855	本		1本	
1146		腹起整備料 厚11cm	146	0.00033855	本		1本	
1147	サポート整備料	147	0.00033855	本		1本		
1148	ポンプ整備料	148	0.00033855	本		1本		
1149	土留工	軽量鋼矢板建込工(両側) L=1.5m	149	0.00145239	m		1m	
1150		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=1.5m	150	0.00051054	m		1m	
1151		軽量鋼矢板建込工(両側) L=2.0m	151	0.00157765	m		1m	
1152		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=2.0m	152	0.00056741	m		1m	
1153		軽量鋼矢板建込工(両側) L=2.5m	153	0.00176115	m		1m	
1154		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=2.5m	154	0.00068117	m		1m	
1155		軽量鋼矢板建込工(両側) L=3.0m	155	0.00193313	m		1m	
1156		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=3.0m	156	0.00073804	m		1m	
1157		軽量鋼矢板建込工(両側) L=3.5m	157	0.00212001	m		1m	
1158		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=3.5m	158	0.00100889	m		1m	
1159		軽量鋼矢板建込工(両側) L=4.0m	159	0.00223106	m		1m	
1160		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=4.0m	160	0.00108134	m		1m	
1161		土留支保設置工(軽量金属支保) 1段	161	0.00058840	m		1m	
1162		土留支保撤去工(軽量金属支保) 1段	162	0.00033788	m		1m	
1163		土留支保設置工(軽量金属支保) 2段	163	0.00105967	m		1m	
1164		土留支保撤去工(軽量金属支保) 2段	164	0.00053085	m		1m	
1165		土留支保設置工(軽量金属支保) 3段	165	0.00164807	m		1m	
1166		土留支保撤去工(軽量金属支保) 3段	166	0.00081997	m		1m	
	合計							

公共下水道等人孔ほか修繕工事（単価契約）北部（26-1）実施要領

1. 工期

契約の日から「契約工期完了の日」または「指示限度額（4,500千円）に達した指示工期満了の日」のいずれか早い日までとする。

2. 工事場所

四日市市 富洲原・富田・大矢知・羽津・橋北・八郷・海蔵・三重・下野・神前・保々・県・桜 地区

3. 工事範囲

四日市市上下水道局下水建設課の所管する公共下水道の人孔・汚水柵等における修繕業務（人孔・汚水柵等の高さ調整、人孔・汚水柵・管渠・水路等が原因の陥没等、それらに関連する修繕、舗装に摘要する。

4. 契約方法

- 1) 別紙「公共下水道等人孔ほか修繕工事（単価契約）北部（26-1）工種・単価表」の合計金額を競争入札する。
- 2) 工種・単価表の合計金額の落札金額と各工種の構成比率の積により各工種の単価（1円未満切捨て）を決定する。

5. 契約書等

公共下水道等人孔ほか修繕工事（単価契約）北部（26-1）工事請負契約書にて行う。

6. 工事の着手

受注者は、工事請負契約締結後、速やかに工事着手届（四日市市上下水道局工事執行規則が準用する四日市市工事執行規則第15条で規定する第9号様式）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出すること。

7. 実施方法

- 1) 工事の指示は工事（変更）指示書（様式1）により行う。
- 2) 受注者は関係法令を遵守し、法令に基づく所要の手続きを行うこと。
- 3) 実施にあたっては別紙「実施手順書」を遵守すること。

8. 工事の完成

- 1) 受注者は、ひとつの指示工事が完成する毎に指示工事完成報告書（様式3）を遅滞なく管理者に提出すること。
- 2) 受注者は、指示工事のすべてが完成したときは、速やかに工事完成届（四日市市上下水道局工事執行規則が準用する四日市市工事執行規則第35条で規定する第11号様式）及び工事实績報告書兼請求明細書（様式2）を管理者に提出すること。

9. 確認および検査

- 1) 監督職員は指示工事完成報告書が提出されたら速やかに確認を行う。
- 2) 検査は、管理者が指名した職員が行う。

10. 発注規模

1) 限度額

指示工事1件1現場あたりの限度額は原則として50万円未満とする。

指示金額の合計が、指示限度額（4,500千円）に達した場合は、その後の指示は行わないものとする。

2) 請求

支払い請求は工事实績報告書兼請求明細書に基づき行うものとし、工事实績報告書兼明細書の合計額を支払う。

を加算して支払うものとする。

11. 未契約単価

未契約単価は、発注者により三重県県土整備部積算基準等により決定した単価（経費込み）に請負比率を乗じた金額（1円未満は切り捨て）とし、協議を行うものとする。

実施手順書

この手順書は公共下水道等人孔ほか修繕工事（単価契約）北部（26 - 1）に適用し、受注者は下記の事項に充分配慮して工事を遂行しなければならない。

1. 着手前手順

- 1) 受注者は、工事指示書の受信を希望するFAX番号と緊急時に連絡可能な電話番号を監督職員に報告するものとする。
- 2) 受注者は、現場代理人以外の連絡要員を置く場合は、緊急時に連絡要員に連絡可能な電話番号を監督職員に報告するものとする。

2. 現場手順

- 1) 受注者は工事（変更）指示書を受領した後、速やかに現地確認を行い、工事（変更）指示内容確認報告書（様式4）を監督職員に提出する。なお、現地と工事指示書が符合しない場合は、監督職員へ報告し協議する。
- 2) 受注者は工事着手にあたって必要に応じ通行止め等の許可取得、周辺住民への周知等を行う。
- 3) 受注者は現地の状況により作業できない場合、又は事故や災害が予想される場合は、監督職員に報告し指示を受ける。

3. 品質管理、出来形管理等

- 1) 受注者は工事完成後、出来形を測定し、必要に応じて展開図等成果が確認できる資料を作成する。検収数量は別単価表の検収単位のとおりとし、検収単位の直近下位を四捨五入する。ただし工事指示書による1回当りの数量が検収単位に満たないときは検収単位を切り上げる。
- 2) 受注者は次の写真を提出すること。
指示工事ごとに同一方向から撮影した着手前と完成後が確認できるもの。
工事の施工内容や途中経過が確認できるもの。
- 3) 受注者は、監督職員が求めた場合は、状況写真を添付した作業日報を提出すること。

4. 完成報告

- 1) 受注者は、工事完成後に指示工事完成報告書に、工事写真を添付し提出する。

5. 確認および検査

- 1) 監督職員は指示工事完成報告書と工事（変更）指示書の工種および数量に相違がある場合には、指示工事完成報告書に基づいて現場確認を行う。
- 2) 検査職員は、工事实績報告書兼請求明細書の提出後、速やかに指示工事完成報告書、工事写真、作業日報等を用い検査を行う。

工事仕様書

(四日市市上下水道局 下水建設課)

(優先順位)

第1 本工事の施工にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 質問回答書
2. 契約図書
3. 三重県公共工事共通仕様書

(共通仕様書)

第2 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」(<http://www.pref.mie.jp/JIGYOS/HP/>) (以上四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

2. (イ) 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分場及び再生資源の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。
 - (ロ) 産業廃棄物処理業者名簿は、三重県四日市庁舎四日市農林商工環境事務所に縦覧する。(三重県のホームページでも縦覧可能)
 - (ハ) 産業廃棄物管理表(マニフェスト)確認票(指定様式)を提出し、監督員にマニフェスト(A票及びD票もしくはE票)の確認を得ること。なおこの際には所定の様式で集計を行うこと。
 - (ニ) 建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを提出すること。
 - (ホ) 建設発生土を搬出する場合は、施工計画書に処分地(位置図)を明記すること。なお、処分地が民有地の場合は、土地所有者から建設発生土受入承諾書を事前に得るものとし、その写しを提出するものとする。
3. 工事の施工について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、請負工事一部下請負届の提出にあたっては、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図及び下請負業者(下請負代金の総額が3,000万円以上になるときは再下請負者も含む)との契約書(写し)を添付すること。
4. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輛等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関(消防署等)に連絡し必要な手続きを行うこと。
5. 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
6. 石綿管の処理を伴う場合について
- (イ) 「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」厚生労働省健康局水道課(平成17年8月)に従って、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。
 - (ロ) 石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習修了者)を選任すること。
なお、平成18年3月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。
 - (ハ) 石綿障害予防規則に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合、それらに要した費用について監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
7. 汚水管を布設する工事

- (イ) 公設汚水柵設置申請書及び受益者申告書の回収にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
- (ロ) 公設汚水柵設置申請書をもとに施工すること。
- (ハ) 汚水本管には、汚水管理設テープ（茶色）を設置すること。また汚水柵の宅内取付管のキャップ止箇所には接続時注意喚起テープ（黄色）を設置すること。

8. 人孔鉄蓋（Φ600）について

四日市型を使用すること。仕様については四日市市HP（ホーム≫組織と仕事≫上下水道局≫下水建設課≫業務概要≫下水建設課の業務について≫人孔鉄蓋の仕様変更について）を参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。

HPアドレス：

<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu1295.html>

9. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、現場代理人・技術者選任（変更）通知書に経歴書を添付すること。
- 国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、監督員が提出を求めない限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。

第3 工事現場の管理

関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締りならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物（埋設物等）に近接する作業については、予め位置の確認を行った後これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

また、降雨等天災に対し受注者は現地の状況をよく把握しこれに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

第4 観測・測定・工事記録

- (イ) 工事の着手に先立ち下記の項目について測定し、測定記録を監督員に提出すること。
 - ①道路中心線 ②境界標 ③引照点
- (ロ) 下記の項目について観測・測定・工事記録を詳細にとり、監督員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。
 - ①工事中の土留材の変状 ②地質
- (ハ) **【既設舗装厚の測定】**

既設舗装の取壊しに際しては、概ね40m毎に側点を設け、その側点毎に既設舗装厚さを測定するとともに写真撮影すること。

また、その側点記録等を監督員に提出すること。

なお、上記事項を実施しない場合、その件に関する設計変更は発注者においておこない、受注者はこれに従わなければならない。

第5 環境調査

工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、監督員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。

なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

第6 騒音・振動

本工事に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。

第7 品質管理

基準数量以下の品質管理等については、監督員の指示によるものとする。

第 8 産業廃棄物税

本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度分の課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

第 9 請負金額500万円以上の工事

(イ) 建設業退職共済（建退共）制度の掛金収納書の写しを監督職員に提出すること。

（四日市市調達契約課HP四日市市 入札制度の概要について（工事）を参照のこと。

（<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-nyuusatuseido.htm>）

なお、掛け金について、土木工事は請負金額の0.8/1000、その他工事は上記ホームページを参照のこと。

(ロ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に伴う契約事務処理について、コンクリート・アスファルト等の解体工事に要する費用を請負契約書の別添書式「解体工事に要する費用等」に記入し、監督職員に記入事項の確認を得て四日市市上下水道局総務課にて契約を締結すること。

第 10 使用機械

三重県共通仕様書第1編1-1-3 2使用機械1. 建設機械の選定、及び1-1-3 7環境対策2. 排出ガス対策型建設機械に基づき、工事の施工において排出ガス対策型建設機械を使用し、「指定ラベル」が確認できる工事写真を監督職員に提出すること。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

第 11 暴力団等不当介入に関する事項

契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

2 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規程により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

3 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

4 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第 12 下水道工事標準図

汚水管布設工事については、標準図を制定しており設計図書となるため、これに基づき施工すること。

平成25年11月からの標準図を適用する。

詳細については、四日市市HPを参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。（ホーム≫組織と仕事≫上下水道局≫下水建設課≫業務概要≫下水建設課の業務について≫下水工事(標準図)）

HPアドレス：<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu1295.html>）

第 13 特記事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（特記仕様書）

第 14 他別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

制定 平成19年12月10日

改定 平成20年 4月 1日

改定 平成21年 4月 1日

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又

は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出し
てはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持
ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセ
スできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、
漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。た
だし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により
行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の
破砕

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契
約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、
乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があっ
たときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあること
を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約
の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書

第1条 適用

この仕様書は、四日市市上下水道局が発注する公共下水道等人孔ほか修繕工事（単価契約）北部（26-1）（以下「工事」という。）の施工に関し適用する。人孔ほか修繕工事とは、人孔・汚水柵等の高さ調整、人孔・汚水柵・管渠・水路等が原因の陥没、それらに関連する修繕、舗装をいう。

第2条 標示板

三重県公共工事共通仕様書内「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を準用するものとし、安全管理を徹底すること。また、施工内容等が判別できるようにすること。

第3条 支給材料について

材料は原則として、単価表に記載されたものは受注者にて購入するが、緊急な場合等により材料が急に必要となった場合は、人孔・汚水柵の蓋、付属品等について、受注者と監督員の協議により使用材料を支給できることとし、工事（変更）指示書にそのことを添付する。

第4条 コンクリート汚水柵の修繕について

コンクリート汚水柵の高さを調整する場合、柵内の目地、管口、インバート等に破損のある場合は、それらの修繕を含む。

第5条 埋設物等の確認

地下埋設物については、受注者の責任において確認し、埋設物を破損させないようにすること。破損させた場合は、受注者の責任において補修、あるいは補修依頼を行うこと。

第6条 工程調整について

本体工事が道路整備課等他部署の発注工事の場合は、他部署の受注者と工程調整をすること。

第7条 交通誘導員

交通規制等、安全管理上交通誘導員が必要な場合、関係機関との協議の上、監督員と協議し配置人員を決定すること。

第8条 対外折衝

受注者は工事について周辺住民に回覧等により周知すること。

第9条 随時検査

受注者は、四日市市工事検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第10条 その他

仕様に定めがないものについては、協議により決定すること。

工事(変更)指示書

様

四日市市上下水道事業管理者 塚田 博

公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1)工事請負契約書に基づき、下記工事の指示をします。

記

- 1. 指示番号 北 - 号
- 2. 工事名 公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1)
- 3. 工事場所 四日市市 地内
- 4. 指示期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 5. 監督職員名
- 6. 工事内容

単価CD	種 別	工 種	工種番号	単 価	単 位	当初数量	変更数量	金 額
							合計(千円止め)	
							税 額	
							指 示 金 額	

注意 : 工事内容の詳細について監督職員と打合せてから着手すること。
数量は概算参考値とし、監督職員の指示により施工し、出来形を報告すること。

(様式2)

工事实績報告書(兼請求明細書)

工事名 公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1)

受注者名

「工事契約書」と同じ押印

受注者(乙)記入欄

発注者(甲)記入欄

工事指示書		工事場所	指示金額	指示期間		完成年月日	確認欄		検査欄		摘要
指示日	指示番号			自	至		確認者	確認日	検査員	検査日	
指示金額合計(税込)							(特記事項)特記事項のある場合のみ記入				

指示工事完了報告書

四日市市上下水道事業管理者 塚田 博 様

受注者名

公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1)工事請負契約書に基づき、下記の工事が完成したので別紙の出来形資料を添えて報告します。

記

- 1. 指示番号 北 - 号
- 2. 指示日 平成 年 月 日
- 3. 工事名 公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1)
- 4. 工事場所 四日市市 地内
- 5. 指示期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 6. 監督職員名
- 7. 完成日 平成 年 月 日
- 8. 現場代理人
- 9. 出来形明細

単価CD	種 別	工 種	工種番号	単 価	単 位	数 量	金 額
						合計(千円止め)	
						税 額	
						指 示 金 額	

工事(変更)指示内容確認報告書

四日市市上下水道事業管理者 塚田 博 様

受注者名

公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1)工事請負契約書に基づき、下記の工事指示を確認したので速やかに現場確認を行うとともに工事に着手します。

記

- 1. 指示番号 北 - 号
- 2. 工事名 公共下水道等人孔ほか修繕工事(単価契約)北部(26-1)
- 3. 工事場所 四日市市 地内
- 4. 指示期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 5. 監督職員名
- 6. 工事内容

単価CD	種 別	工 種	工種番号	単 価	単 位	当初数量	変更数量	金 額

注意 : 工事内容の詳細について監督職員と打合せてから着手すること。
数量は概算参考値とし、監督職員の指示により施工し、出来形を報告すること。

合計(千円止め)	
税 額	
指 示 金 額	